

指名停止措置の概要

1 経過等

甲府市上下水道局が令和6年10月1日に業務委託契約を締結した「甲府市水道事業下水道事業広報企画業務」において、業務委託契約を受託したAMG(株)は、令和7年2月3日付けで他業者に業務を譲渡しており、契約書の第5条（権利義務の譲渡等）に対する契約違反が判明した。

2 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

AMG株式会社

代表取締役 池田 謙一

山梨県甲府市上石田四丁目1番10号

(2) 指名停止期間

令和7年4月9日～令和7年6月8日（2か月）

3 指名停止措置理由

委託契約を締結したにもかかわらず、業務を譲渡したことは「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第1第4号の措置要件に該当する。

《参照：別表第1》（抜粋）

措置要件	期間
(契約違反) 4 第1号に掲げる場合のほか、工事等の施工に当たり、契約違反し、工事等の請負（委託）契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内